

区連会2月定例会資料

令和8年2月18日

西区地域振興課

各地区連合町内会長

西区環境行動推進本部長（西区長）

西区環境行動推進功労者表彰の候補者推薦について（依頼）

向春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、区の行政運営に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の表彰につきまして、御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、次のとおり候補者の推薦をお願い申し上げます。

なお、表彰式につきましては、6月頃開催予定の西区環境行動推進本部総会の席上で執り行う予定です。

1 推薦候補者等

（1）候補者数

個人又は団体について、原則として各地区3候補以内の推薦

（2）推薦基準

別紙の推薦基準によります。また、資源集団回収の実績のみを理由として推薦することは避けてください。

（3）推薦書

別紙の「西区環境行動推進功労者表彰推薦書」様式によります。

2 提出期限

令和8年4月24日（金）

3 提出先

〒220-0051 横浜市西区中央1-5-10

西区役所地域振興課資源化推進担当 小野・後藤

*同封の封筒かFAX、またはEメールにて返信をお願いします。

4 添付書類

各地区的過去の功労者一覧

西区役所地域振興課資源化推進担当

担当：小野・後藤

T E L : 045-320-8388

F A X : 045-322-5063

E-mail : ni-shigenka@city.yokohama.lg.jp

西区環境行動推進功労者表彰推薦基準

制 定 平成 23 年 12 月 28 日 西地振第 887 号（区長決裁）
最近改正 令和 6 年 2 月 13 日 西地振第 922 号（区長決裁）

【対象活動】

西区環境行動推進本部表彰要綱第 4 条に規定する推薦にあたっては、次の活動内容を基準として行うものとする。

- 1 地域においてごみの減量・リサイクルにかかる実践活動、啓発活動などを通じて、横浜市一般廃棄物処理基本計画の推進に功労のあった個人または団体
 - (1) ごみの減量・リサイクル活動を実践し、環境に配慮した行動の推進に多大な貢献のあったもの【3R実践活動】
 - (2) 資源集団回収の実践により、ごみの減量化・資源化に多大な貢献があったもの【資源集団回収活動】
 - (3) ごみの分別啓発活動、3Rに関する啓発活動や普及活動に多大な貢献があったものの【3R啓発活動】
- 2 地域において清掃・美化にかかる実践活動、啓発活動などを通じて清潔できれいな街づくりの推進に功労のあった個人又は団体
 - (1) 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動等に尽力し、地域美化に多大な貢献があったもの【清掃活動】
 - (2) 地域美化の広報活動に尽力し、清潔できれいな街づくりの向上に多大な貢献があったもの【美化啓発活動】
 - (3) 花いっぱいなどの緑化活動に尽力し、街の美化に多大な貢献のあったもの【緑化活動】
- 3 地域において地球温暖化防止にかかる実践活動、啓発活動などを通じて、横浜市地球温暖化対策実行計画の推進に功労のあった個人又は団体【地球温暖化対策活動】
- 4 資材、物品、施設等を寄付するなど、西区における環境行動の推進に多大な貢献のあったもの【寄付】
- 5 その他、西区における環境行動の推進に多大な貢献のあったもの【その他】

【推薦数】

- 1 連合町内会を単位として、原則として個人、団体をあわせて 1 回の表彰につきおおむね 3 候補以内の推薦とする。

西区環境行動推進功労者表彰推薦書

年 月 日

西区環境行動推進本部長

(推薦者・職) _____

(氏名) _____

ふりがな 個人名 団体名	
生年月日	年 月 日 生 (年齢 歳)
団体の場合	代表者氏名 (ふりがな) (構成人数) 人
住 所 (所在地)	〒 TEL _____ ()
功労区分	ア 3R実践活動 イ 資源集団回収活動 ウ 3R啓発活動 エ 清掃活動 オ 美化啓発活動 カ 緑化活動 キ 地球温暖化対策活動 ク 寄付 ケ その他
過去に受けた表彰	
活動期間回数	_____ 年 _____ 月 頃から 毎日・週・月・年 _____ 回程度
活動場所	
活動内容	

西区環境行動推進功労者表彰要綱

制 定 平成 23 年 12 月 28 日 西地振第 887 号（区長決裁）
最近改正 令和 6 年 2 月 13 日 西地振第 922 号（区長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、西区内において、各種の環境行動により横浜市一般廃棄物処理基本計画及び横浜市地球温暖化対策実行計画の推進に功労のあった個人または団体を表彰することにより、環境行政の一層の発展と地域社会への定着をはかることを目的とする。

（表彰方法）

第 2 条 表彰は、表彰状により西区環境行動推進本部長（以下「本部長」という。）が行う。

（表彰基準）

第 3 条 表彰は、次の各号の一に該当するもので、その業績又は貢献が特に顕著で、他の模範とするものに対し行う。

- (1) 地域においてごみの減量・リサイクルにかかわる実践活動、啓発活動、寄付行為など、横浜市一般廃棄物処理基本計画の推進に功労のあった個人又は団体
- (2) 地域において清掃・美化にかかわる実践活動、啓発活動、寄付行為など、清潔できれいな街づくりの推進に功労のあった個人又は団体
- (3) 地域において地球温暖化防止にかかわる実践活動、啓発活動、寄付行為など、横浜市地球温暖化対策実行計画の推進に功労のあった個人又は団体

（推薦方法）

第 4 条 推薦は、地域住民組織及び各種市民団体の代表者が、別に定める推薦様式により本部長に推薦し、本部長が決定する。

（表彰の時期）

第 5 条 表彰は原則として毎年 1 回行う。

（事務局）

第 6 条 本表彰に係る事務は、西区総務部地域振興課が行う。

附 則

- 1 この要綱は平成 23 年 12 月 28 日から施行する。
- 2 この要綱の制定をもって、平成 18 年 7 月 14 日制定の「横浜環境行動賞「ヨコハマは G 3 O」推進者西区表彰要綱及び推薦基準」は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年2月13日から施行する。